

高松市監査委員告示第18号

高松競輪場再整備事業に係る事業管理業務委託契約書等に基づく公金支出に関する住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年5月22日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西	均	
同	中	西	俊	介
同	坂	下	且	人

住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求の受付

本件請求は、令和8年3月25日に受け付けた。

3 請求の要旨（原文）

本住民監査請求は、競輪事業特別会計から違法かつ不当に公金支出を行った行為に対して、違法性と不当性を認定すると共に、これらに係る市議会における決算認定の不当と監査委員会による決算審査に係る競輪事業特別会計決算審査意見の不当を認め、原因究明と改善措置を求めるものである。

1 請求の要旨

令和6年度からDBO方式による民間活力を導入した高松競輪場再整備事業に係る「事業管理業務委託契約書」に基づく令和6年度の業務委託料（131,623,103円）の支出行為は違法かつ不当であり、支出済公金の返還と、これらに係る市議会における決算認定の不当と監査委員会による決算審査意見書の不当を認め、原因究明と改善措置を求める。

また、高松競輪場再整備事業に係る「維持管理運営委託契約書」に基づき令和6年度決算見込額に対する報奨金（560,226,436円）は、自転車競技法第1条の規定違反かつ報奨金の制度設計と報奨金支出に係る手続きが違法かつ不当である為、公金の返還及び報奨金制度の見直し・改善を求める。

(1) 違法かつ不当な行為について

ア 事業管理業務委託契約書に基づく令和6年度業務委託料（131,623,103円）の支出（支払い）及び決算認定行為について

車券売上金額に0.44%を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税を含む）【資料2参照】

車券発売収入（29,914,341,700円）×0.44%
= 131,623,103円

ア-1 業務委託料の支出（支払い）行為について

事業管理業務委託契約書（令和6年4月1日契約締結）第25条（業務委託料の支払）の規定に違反し、支払い行為を行ったこと。

ア-2 市議会による決算認定について

違法に業務委託料を支出した決算を不当に認定（R7.12.5）したこと。

ア-3 監査委員会による決算審査意見書について

違法に業務委託料を支出した決算に係る関係書類と符合していると不当に認めたこと（R7.8.15意見書提出）。

イ 維持管理運営委託契約書に基づく令和6年度決算見込額に対す

る報奨金

560,226,436円（報奨金の支出に係る決済日：R7.3.26）

【資料3参照】

(2) 違法かつ不当な理由と根拠について

ア-1 業務委託料の支出行為について

事業管理業務委託契約書（令和6年4月1日契約締結）第25条（業務委託料の支払）に基づき、受託者（チャリロト）は、年度ごとの業務が完了したときは、委託者（高松市）による確認を受けた後、業務委託料の支払を請求することができることとなっているが、令和8年2月27日時点においても、業務を完了した際に、履行状況の確認が完了しておらず、支払い行為は契約違反である。

（資料1、資料2参照）

「高松競輪場再整備事業 要求水準書」の「第2 事業管理業務」（P11～）にて、業務の区分は、次の5つ「ア 事業統括管理業務」、「イ 自転車振興業務」、「ウ 都市型スポーツ振興業務」、「エ 自転車を中心とする賑わい創出業務」、「オ ギャンブル等依存症対策に関する業務」が規定されており、これらの業務を遂行する為の委託料が前述の通り令和6年度分として総額131,623,103円が予算計上されている。また、「統括管理業務」の業務内容としては、3つ区分されており、「ア）統括管理業務」、「イ）総務・経理業務」、「ウ）事業評価業務」が規定されている。そのうちの「ウ）事業評価業務」は、「各業務についてセルフモニタリングを行い、その結果を本市に報告すること」も規定されている。

事業評価業務の「要求水準」として、以下の（ア）から（ク）までが規定されているが、令和8年2月27日時点においても、（ア）のモニタリング実施計画書が、本市の承諾を得ていない状況であり、必然的に、（イ）以降の規定についても履行が完了していない。（資料1参照）

従って、支払い行為は違法である。

要求水準書（P 13～）【高松市ホームページに掲載】

ウ) 事業評価業務

- (ア) 本契約の締結後に、モニタリング実施計画書案を作成して本市と協議を行い、モニタリング実施計画書について本市の承諾を得ること。
- (イ) 各業務が要求水準を充足していることを客観的に確認する仕組みを導入すること。
- (ウ) アンケート等、利用者から直接意見を聴く機会を設け、提供するサービスに対する利用者の評価の収集・解析・自己評価を行うこと。
- (エ) 年度管理計画書及び年度業務計画書と実際の実施状況や達成度、その成果等について検証し、自己評価を行うこと。
- (オ) 経営状況について適切なモニタリングを行うこと。
- (カ) 各業務のセルフモニタリングの結果について、年度管理報告書に取りまとめること。
- (キ) セルフモニタリングの結果を各業務の個別業務の内容に反映するなど、利用者へのサービス向上につなげる仕組みを構築すること。また、セルフモニタリングの結果、要求水準未達のおそれがあると判断した場合、改善方策を検討して年度管理報告書に反映すること。
- (ク) 事業年度ごとに、「自転車振興業務」、「都市型スポーツ振興業務」及び「自転車を中心とする賑わい創出業務」並びに付帯事業において実施する地域貢献に関する取組内容、効果、改善方策等についてとりまとめ、本市に報告すること。

ア－2 市議会による決算認定行為について

前述のア－1の通り、違法かつ不当な支払い行為によって、公金を支出しているにもかかわらず、議会基本条例第3条(基本方針)の第2号『市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事

務の執行について調査、監視及び評価を行うこと」を怠り、不当に決算認定を行ったこと。

ア－3 監査委員会による決算審査意見書について

前述のア－1の通り、違法かつ不当な支払い行為によって、公金を支出しているにもかかわらず、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和6年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び証書類その他関係書類を審査した結果として、令和7年8月15日付けで、不当な意見を提出したこと。

イ 維持管理運営委託契約書に基づく令和6年度決算見込額に対する報奨金

560,226,436円【報奨金の支出に係る決済日：R7.3.26】

【資料3】

イ－1 報奨金制度の欠陥について

執行機関が市議会で説明してきた「報償金制度」と実際の運用とが乖離しており、一般会計繰出金よりも多額の報奨金を支出する制度設計となっていることは、自転車競技法第1条の規定違反である。（報奨金制度の創設経緯について）

高松競輪において、令和3年度から包括業務委託を導入した際に、「高松競輪開催業務基本契約書」第8条【資料4】で収益保証を規定したことからスタートしている。この包括業務委託の補正予算審査の際（令和2年9月定例市議会）には、収益保証額を設定して、売上が減収した際には保証されるメリット部分だけ市議会に説明を行い、売上が好調で収益対象収支が収益保証額を超過した場合には、億単位の多額の報奨金が受託事業者（チャリロト）に支払われることを説明しないまま可決し、導入が決定し、運用が開始された。

その後、令和6年度からは老朽化した競輪場施設の再整備事業に75億円以上の事業費が必要となった為、DBO方式による民間活力を導入した高松競輪場再整備事業をスタートさせ、新たに、これまで実施していた包括業務委託に相当する業務として、「維持管理

運営委託契約書」基本契約【資料5参照】と年次契約として、契約締結し、競輪開催業務をスタートさせたものである。なお、新たな契約締結に際して及び、契約締結後に、市議会において、執行機関が報奨金制度について答弁・説明した内容は以下の通りである。

《令和2年9月17日開催：経済環境常任委員会での説明内容》

説明者：中尾競輪場長競輪場事業課長事務取扱

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、競輪事業を取り巻く環境が厳しい中、民間事業者の持つノウハウを活用し、さらなる収益確保を図ることを目的に、令和3年度から自動発払機などの機器装置の賃貸借及び保守業務をはじめ、広告関係・場内警備・選手宿舍関係・ファンサービス・問合せ対応等の競輪開催業務に係る包括業務委託を導入する。

現在、本市職員が担当している大部分の業務を包括業務委託させていただくものです。そうすることで、まず、職員数は削減されますので、人件費が大幅に削減されます。また、民間のノウハウを導入することで経費削減につながります。

さらに、特徴的なものとしたしましては、最低収益保証額が設定されることに伴い、一定程度の収益に満たない場合は包括業務受託者が補填することになっておりますので、収入がある程度確保できるものとなります。

今回の包括業務委託を導入することで、一定額の収益が保証されることとなりますので、今後、一般会計への固定的な収入が確保されます。それに伴い、市の施策への展開がある程度計画的にできるようになります。

一般会計への繰り出し額について、現在、財政局とまだ協議ができておりませんが、近隣の競輪場の中で、広島競輪場が本市と規模的によく似ており、包括業務委託を導入して2期目になりますが、最低収益保証額は2.4億円で実施しています。また、この4月から導入した玉野競輪場は、本市より売上げはかなり多いですが、3億円を想定しておりますので、同規模程度の額を設定したいと思います。

説明者：◎塚原競輪場長競輪場事業課長事務取扱

受託事業者へ支払う報奨金につきましては、前年度の繰越金、施設整備基金繰入金及び利子収入等を除く歳入決算額から施設整備費及び基金積立金、一般会計繰出金等を除いた歳出決算額を差し引いた収益保証対象収支が収益保証額を超過した場合に、その超過額を割合に応じて支払うものでございます。

受託事業者へのインセンティブとして報奨金制度を設けることにより、業務の実施方法への創意工夫、購入者のニーズやトレンドへの対応、受託事業者のモチベーションの向上など、車券発売収入の増加が期待できるものと存じております。

報奨金制度は、売上げが非常に好調なときは、収益に応じて折半して報奨金としてお支払いする部分もでございますし、一方で、収益が当初の見込み額より少ない場合は、民間事業者が収益保証を行うリスクを抱えているものでございます。

競輪場の検討委員会ができた当初は、少なくとも一般会計の繰出金を最低5,000万円は確保する予定だったと思いますが、包括委託する際に、収益保証として繰出金1億円と基金への積立て1億円の合計2億円からスタートしています。

そのため、売上げが好調なときは報奨金を支払う形になりますが、その部分は致し方ないと思っています。

繰出金の件につきましては、収益に対して額が少ないという御意見だと思います。平成29年度から、これからの施設整備に備えるために、施設整備基金を設けています。それ以前は、高松競輪場に基金はなかったので、基本的に収益については全て繰り出していき、地方財政に貢献していく趣旨で行って来ました。基金ができてから、繰出金と施設整備の積立金にも割り当てていく形になっていますので、その分、繰出金の額は、令和2年度は1億円、令和3年度と令和4年度は2億円ずつと一定の額になっています。基金の積立金は、令和3年度は2億円、令和4年度は7億円と合計9億円ほど積み立

てていますので、これから整備を控えている中で、施設整備基金の積立金に重点を置いています。

《令和7年3月10日開催：本会議（質疑）での説明内容》

説明者：大西秀人市長

本市の競輪事業につきましては、74年余にわたり公営競技の使命である本市財政への貢献などを実現しながら実施してきたところでございます。

御指摘の繰出金の減額につきましては、収益増分につきまして、当分の間、必要な施設整備に充てるための資金として確保しておくことを目的に行ったものでございます。

私といたしましては、今回の再整備におきまして、ギャンブル依存症対策にも、一層、意を用いつつ、引き続き本市財政への貢献という競輪事業の本旨を実現するよう、鋭意、取り組んでまいりたいと存じます。

《令和7年3月17日開催：経済環境常任委員会での説明内容》

説明者：塚原競輪場長競輪場事業課長事務取扱

繰出金の状況なんですけど、これは高松市の場合、平成29年度から基金の積立をやってきておりますけども、ほかの施行者は早い段階から施設の積立金をやってきているとか、あるいは、施設整備の規模とかによって繰出金の割合も変わってまいりますので、高松市の場合、今はやはり再整備に配分を集中していかなければいけないというところで、再整備のこの期間中においては施設整備の基金に積ませていただいて、整備を滞りなくやっていきたいという考えの中で、このような答弁をさせていただいております。

（市議会答弁・説明の中での要点と報奨金に係る違法・不当な点について）

1 点目

令和3年度の包括業務委託導入の際、一般会計繰出金を玉野競輪の3億円程度と同程度の額を設定したいと説明していたものが、実態としては、令和3年度から令和6年度まで年額2億円で、令和7年度から1億円に減額している。収益が発生しているにもかかわらず

ず一般会計繰出金の減額運用は不当である。

2 点目

報奨金制度は、受託事業者（チャリ・ロト）へのインセンティブとして設けて、業務の実施方法への創意工夫等の取組によって、車券発売収入の増加が期待できると説明していたが、受託事業者（チャリロト）の創意工夫の取組について、市議会に説明もなく、セルフモニタリングとして取組内容の実施報告書の承諾も怠ったまま、維持管理運営委託契約書に基づいて、一般会計繰出金と施設整備基金積立金よりも多額の報奨金を支払う制度は、自転車競技法第1条の「地方財政への健全化（一般会計への繰出し）」にも反した制度であり不当である。【表1参照】

表1：報奨金・施設整備基金積立金・一般会計繰出金の推移 単位：円

	車券発売収入	報奨金			施設整備基金積立金	一般会計繰出金
		決算見込み	決算追加分	小計		
R3	19,105,656,100	228,945,708		228,945,708	200,349,209	200,000,000
R4	21,275,836,500	330,362,805	20,671,600	351,034,405	700,000,000	200,000,000
R5	26,728,087,700	646,858,443	19,597,230	666,455,673	582,808,000	200,000,000
R6	29,914,341,700	560,226,436	12,163,618	572,390,054	151,056,000	200,000,000
R7		586,020,000	36,294,000	622,314,000	305,600,000	100,000,000
R3~6計		1,766,393,392	52,432,448	1,818,825,840	1,634,213,209	800,000,000
R3~6平均		441,598,348	17,477,483	454,706,460	408,553,302	200,000,000
R3~7計		2,352,413,392	88,726,448	2,441,139,840	1,939,813,209	900,000,000
R3~7平均		470,482,678	22,181,612	488,227,968	387,962,642	180,000,000

（注釈）令和7年度は、R8.3.23経済環境常任委員会での当局説明より引用
報奨金の決算追加分は、前年度決算に伴う追加分を翌年度に計上

自転車競技法

第一章 競輪の実施

（競輪の施行）

第一条 都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。

3 点目

受託事業者（チャリ・ロト）へのインセンティブとして報奨金制

度を設けることにより、車券発売収入の増加が期待できると説明していたが、確かに、コロナ禍以降、高松競輪における車券発売収入の増加は目覚ましいものがあるが、それは、受託事業者の創意工夫の取組結果であることを客観的に評価・認定されたものではなく、評価する仕組みも構築していない報奨金制度と運用は不当である。

受託事業者（チャリ・ロト）が創意工夫の取組を実施しなくても、競輪最高会議が策定した「中期基本方針」（資料6参照）に掲げた売り上げ目標1.25兆円（2025年度）に基づいた競輪業界で実施したプロモーション広報戦略等による各種取組やネット投票環境によると、経済産業省の「産業構造審議会製造産業分科会車両協議小委員会」において、分析されており、報奨金制度として創意工夫の取組を確認・評価した上で、取組内容に応じた適切な金額の報奨金となる仕組みとなっておらず、報奨金制度としては不当である。

4点目

一般会計繰出金を減額した理由として、「収益増分は、当分の間、必要な施設整備に充てるための資金として確保する」為と説明されているが、優先的に多額の報奨金を支出している実態から、施設整備基金積立金を確保する為には一般会計繰出金を減額せざるを得なくなっている。報奨金への支出額が多額となっている実態と一般会計繰出金にしわ寄せがきている実態からも、今の報奨金制度の運用実態は、自転車競技法第1条の規定違反である。

5点目

令和6年度決算見込額に対する報奨金算出に使用した歳出金額【資料3参照】をベースに請求人が試算した所、以下の試算結果が得られた。この試算結果からも、この報奨金の仕組みは、より多額の報奨金となる様な制度設計となっている為、自転車競技法第1条の規定違反である。

（試算結果）

試算1：実質収益（963,967,874円）のうち、9億円を施設整備基金に積立てた場合

(条件)

一般会計繰出金：2億円(現状のまま維持)

施設整備基金積立金：151,056千円+9億円の増額
= 1,051,056千円

(試算結果)

収益から9億円を施設整備基金に積み増した場合、契約書による算出方法に基づいて、報奨金は、560,226,436円発生することとなり、収支差は、マイナス496,258,562円となり、収益が約9億円も発生しているにもかかわらず、収益増分を施設整備基金積立金に充てるとする方針通りに、施設整備基金に9億円を積み増しすることは出来ない。

試算2：実質収益(963,967,874円)のうち、4億円を施設整備基金に積立てた場合

(条件)

一般会計繰出金：2億円(現状のまま維持)

施設整備基金積立金：151,056千円+4億円の増額
= 551,056千円

(試算結果)

収益から4億円を施設整備基金に積み増した場合、契約書による算出方法に基づいて、報奨金は、560,226,436円発生することとなり、収支差も、プラス3,741,438円となり、施設整備基金に4億円を積み増しすることが可能である。

しかし、市議会に提出した予算書上では、4億円を積み増しすることを怠り、その結果、市債発行額とその利息の抑制を妨げることに伴い、4億円の施設整備基金への積み増しを怠った行為は不当である。

事実証明書

資料1 行政文書非公開決定通知書(高競第27号)

資料2 事業管理業務委託契約書(高松競輪場再整備事業 事業管理業務委託)

資料 3 令和 6 年度高松競輪場維持管理運営委託（包括業務委託）事業者
への報奨金の支出について

別紙 1：令和 6 年度 3 月補正資料（決算見込み）R 7. 3. 11 現在

資料 4 高松競輪開催業務基本契約書

資料 5 維持管理運営委託契約書（基本契約）

資料 6 中期基本方針【R 5. 5. 25 追加方針、競輪最高会議】

R 5. 3. 30 中期基本方針（追加方針）参考資料

4 請求の要件審査

本件請求は、法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、受理し、以下のとおり、監査を実施した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、高松競輪場再整備事業（以下「本事業」という。）において、令和 6 年度事業管理業務委託料を支出した行為が違法・不当であるか否か、また、維持管理運営委託契約書に係る報奨金の制度設計及び 6 年度決算見込額に対する報奨金の支出に係る手続が自転車競技法（以下「競技法」という。）に照らし違法・不当であるか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、高松市長（以下「市長」という。）に対し、支出済公金の返還及び報奨金制度の見直し・改善を求めるというものである。

なお、請求人の請求のうち、「請求の要旨」（1）ア-2に係る請求については、議会や議員の行為は住民監査請求の対象とならないことから、また、ア-3に係る請求については、監査委員による決算審査は財務会計上の行為ではないことから、法第 242 条第 1 項に基づく住民監査請求としての適格性を有せず、監査対象事項に該当しないものである。

監査委員は、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して、8 年 4 月 10 日に、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、

口頭による陳述が行われた。

なお、同日、高松市職員措置請求書（追加の説明）及びその事実証明書が提出されたが、陳述等は、本件請求の内容及び補足事項に限るものであって、新たな請求事項に該当するものは、本件請求の監査対象事項としないものである。

2 監査対象局

本件監査対象局は、創造都市推進局（産業経済部競輪場事業課）である。

第3 監査対象局の見解

1 事業管理業務委託契約書に基づく令和6年度業務委託料の支出行為について

業務委託料については、事業管理業務委託契約書第10条の規定により、受託者から履行状況について報告を受け、同契約書第25条の規定に基づき、履行状況の確認を行った後に支払いを行った。

モニタリング実施計画書については、6年度が事業開始初年度であり、計画内容について受託者と必要な協議を経た上で承諾を行っており、これに基づく日常、定期及び完了セルフモニタリングは適正に実施され、その結果についても、月ごとの報告及び年度管理報告書により報告を受けている。

本事業の発注方式は、高松市（以下「市」という。）が規定した仕様どおりに業務を遂行する仕様発注ではなく、市が求める性能を要求水準として提示し、受託者がその性能を満たす仕様を業務計画書で提案した上で、業務を遂行する性能発注方式である。

そして、この発注方式のメリットは、民間事業者のノウハウや創意工夫を最大限発揮できるところである。

また、市と受託者が、より効率的かつ効果的な事業の内容や方法を常に協議・検討し、事業の質の向上に資すると判断した事項については、計画書に随時、追加等を行っている。

6年度の履行状況を記した年度管理報告書等については、8年2月27日付けの行政文書公開等決定通知書において、「当該文書については、事

業者である（株）チャリ・ロトに対し修正依頼を行っており、原本が市にないため」として非公開を通知した。

これは、7年度報告書作成の過程において、事業におけるサービスの質の維持及び向上を図るため、より有効なセルフモニタリング方法の導入を協議し決定したことを踏まえ、6年度報告書等についても同様の方法により再度整理させ、30年の事業期間を通じた一貫した記録とする方が、より効率的かつ効果的な事業の遂行につながると判断したことから、モニタリング実施計画書、6年度事業管理計画書及び報告書等を株式会社チャリ・ロト（以下「チャリ・ロト」という。）に返却したものであり、6年度の業務内容自体を変更するものではない。

以上のことから、6年度業務委託料の支出行為は、正当なものである。

2 維持管理運営委託契約書に基づく令和6年度決算見込額に対する報奨金について

6年度からは、5年度までの競輪開催業務のみの包括業務委託契約とは異なり、新たな契約として、事業期間30年の高松競輪場再整備事業基本契約を締結した。

これは、競輪開催業務に加え、受託者の創意工夫による地域の憩いの場の整備や継続的な賑わい創出、また、自転車競技場としての長期安定的な維持継続が可能となる一体事業として、当該事業の提案内容や技術力などを総合的に評価するプロポーザル方式により、契約を締結したものであり、報奨金制度を含めた契約内容は適正である。

また、車券発売収入の増減は、年度により流動的であり、その時々々の社会情勢によっても影響を受けるため、短期間で評価できるものではなく、今後の状況は不確定であるが、車券発売収入が低調になった場合においても、受託者が収益を保証する契約内容であることから、車券発売収入が好調な現在の状況のみをもって、報奨金の制度設計が不当であるとは断定できない。

さらに、高松競輪における車券発売収入の増加が、受託者の創意工夫の取組結果であることを、客観的に評価・認定できる仕組みの構築は、現実

的には極めて困難であるものの、報奨金制度が受託者にとって創意工夫のモチベーションとなり、付帯事業を含む事業の質の向上や取組内容の充実が図られることで、市民への還元や地域活性化等への貢献も期待できるものと言える。

そして、一般会計繰出金（以下「繰出金」という。）の具体的金額については、当該年度の収益や今後の施設整備等の総合的状況を踏まえて決定するものであり、年度ごとに変動するものである。そのため過去の説明は他の競輪事業の繰出金の額を目安としたものであって、その時点において将来の収益等は不確定であったのであり、繰出金の額を確約したものではない。本市としては、収益向上に向けた取組は行っているものの、7年度からは、本格的に再整備事業の工事に着手するため、高松市競輪事業施設整備基金（以下「基金」という。）積立金との配分を見直した結果、繰出金の額を1億円としたものであり、繰出金を減額した事実のみをもって不当であるとは言えない。

競技法第1条第1項には、同法の理念が規定されているが、整備期間中においても、1億円を一般会計に繰り出すことで、同法が明示する地方財政の健全化に寄与していると言える。

以上のことから、報奨金の制度設計及び6年度の報奨金の支出手続が、競技法第1条の規定に違反しているとは断定できない。

第4 監査により認められた事実

本件監査は、監査対象局に事実照会等を行うとともに、関係証拠書類の提出を受けて精査するなどの方法により実施した結果、次の各事実を認定した。

1 高松競輪場再整備事業について

(1) 事業の概要

本事業は、様々な役割を補い合い、効率的かつ効果的な施設整備・運営を行うため、老朽化した既存施設を集約・コンパクト化し、これによって生じる余剰地等の利活用について民間活力を導入することにより、公正・安全な競輪開催に加え、未来のサイクリストの育成や臨海部の賑わいを創出するなど、競輪場を核とした「自転車を中心としたまち」へ

と誘導を図ることを目的として実施される事業である。

本事業は、D B O方式（公共が資金調達を負担し、設計・建設・運営を民間に委託する方式）により実施され、事業用地において、現存する競輪場施設及びそれに附属する施設等の一部の解体撤去、新競輪場施設等の整備、本事業において新競輪場施設等として活用の予定のない事業用地における民間施設の整備、これを実施する上で必要となる関連業務を一体的に行っている。

また、本事業は、性能発注方式が採用されており、市が仕様を詳細に定めるのではなく、本事業に求める要求水準及び性能を示した上で、受託者が有するノウハウ及び創意工夫を活用し、市と随時協議しながら業務を遂行するものである。

受託者が行う主な業務は、本事業全体を統括管理する「事業管理業務」、新競輪場施設等に係る設計、建設、工事監理等を行う「新競輪場施設等整備業務」、競輪場の維持管理や運営を行う「競輪場維持管理運営業務」及び「付帯事業」により構成されている。

（２） 事業者選定の経緯

本事業は、施設の整備段階から維持管理・運営段階までの各業務を通じて、民間事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力及びノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、提案価格及び提案書の提案内容を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により事業者の選定が行われた。

市職員等で構成される高松競輪場再整備事業者選定委員会において令和5年12月に実施された審査の結果、評価基準点を満たしたチャリ・ロトを代表企業とし、株式会社梓設計関西支社、株式会社四電技術コンサルタント、大成建設株式会社四国支店及び株式会社日栄建設を構成企業とするチャリロトグループが、本事業の実施事業者として選定された。

（３） 契約の形態

本事業の実施に当たっては、事業全体に関する基本的事項を定めるため、市とチャリロトグループとの間で、令和6年1月26日付けで基本契約が締結されている。

当該基本契約に基づき、事業管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務及び競輪場維持管理運営業務については、市と当該事業を実施する役割を担う構成企業との間で、それぞれの業務における委託契約又は請負契約が締結されている。

また、市と付帯事業を実施する役割を担う構成企業との間で、当該事業に関連して土地貸付開始日から事業期間終了日までを貸付期間とする事業用定期借地権設定契約が締結されている。

2 事業管理業務委託契約について

(1) 事業管理業務の概要

事業管理業務は、本事業における設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理運営業務及び付帯事業を含む各業務を、事業の全期間を通して把握し、統括管理することにより、一体的なサービスを効果的かつ安定的に提供するとともに、市への積極的な提案や必要な情報交換、その他調整等を円滑かつ確実に実施することを目的として実施されるものである。

当該業務は、「事業統括管理業務」、「自転車振興業務」、「都市型スポーツ振興業務」、「自転車を中心とする賑わい創出業務」及び「ギャンブル等依存症対策に関する業務」の5つの区分に分けられており、各業務の主な内容は次のとおりである。

ア 事業統括管理業務

各業務で実施する個別業務が相乗効果を生み、新たな価値を創造できるようにするため、事業全体の統括管理を行う統括管理業務、本事業全体に係る収支の把握を行う総務・経理業務、及びその他の各業務についてセルフモニタリングを行い、その結果を市へ報告する事業評価業務等を行うものである。

イ 自転車振興業務

競輪場かつ自転車競技場としての役割を果たせるよう、効率的かつ効果的な施設運営に向けた調査や、サイクリストの育成、自転車競技人口・サイクリストの増加等に取り組むものである。

ウ 都市型スポーツ振興業務

アーバンスポーツの認知度向上、競技人口の増加、騒音等の課題への対応、競技者や観戦者等のニーズに対応した取組及び偶発的な競技・観戦機会の創出等に取り組むものである。

エ 自転車を中心とする賑わい創出業務

サイクリングロードの中継地としての機能を踏まえたサイクリストのニーズへの対応及びサイクルツーリズムの誘客、自転車を中心としたイベントの開催、市民の自転車に対する多様な価値観の醸成、中心市街地等との回遊性等の創出による賑わいの形成、地域の子どもの居場所づくり等に取り組むものである。

オ ギャンブル等依存症対策に関する業務

ギャンブル等の依存症対策に関する効果的な方策等に取り組むものである。

(2) 事業管理業務委託契約の締結及びその内容

市とチャリ・ロトは、令和6年1月26日付け高松競輪場再整備事業基本契約書における事業管理業務に関して、同年4月1日付けで事業管理業務委託契約を締結しており、その主な契約内容は、次のとおりである。

ア 契約当事者

委託者 高松市

受託者 株式会社チャリ・ロト

イ 契約期間

令和6年4月1日から令和36年3月31日まで

ウ 契約金額

年間の業務委託料として一開催ごとの車券売上金額（車券発売金額から返還金を差し引いた額）に0.4%を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて算出した金額を加えた額とし、端数処理については、いずれも1円未満を切り捨てるものとする。

エ 履行報告（契約書第10条）

受託者は、募集要項等に定めるところにより、この契約の履行状況について委託者に報告しなければならない。

オ 業務委託料の支払（契約書第25条）

受託者は、委託者の定める年度ごとの業務を完了したときは、契約書第10条の規定により委託者に報告し、委託者による履行状況の確認を受けなければならない。

また、受託者は、委託者による履行状況の確認を受けた後、当該年度の業務委託料の支払を請求することができ、委託者は、受託者からの請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(3) 令和6年度における履行確認及び業務委託料の支出手続

チャリ・ロトは、事業管理業務委託契約書第10条の規定に基づき、6年度に係る年度管理報告書等の関係書類を提出期限までに市へ提出している。

また、同社は、市と月次報告会を開催し、月次報告書や口頭説明等により、前月の事業実績及び翌月の事業予定等について報告及び協議を行っているほか、必要に応じて、事業計画案や事業の進捗報告等について、市と随時協議を行っている。

市は、履行確認に当たり、提出された年度管理報告書等を確認するとともに、月次報告会における報告及び協議の内容並びに随時の協議内容を総合的に勘案し、年度を通じて、契約書、要求水準書及び年度管理計画書等に定める業務内容と実施状況との整合性を確認している。

その上で、市は、7年3月31日付けで、6年度における事業管理業務委託が契約内容のとおり履行されたことを確認した旨の検収調書を作成している。

さらに、市は履行確認後、7年3月31日付けでチャリ・ロトから請求書が提出されたことを受け、履行確認の結果を踏まえた上で、支出に必要な手続である支出負担行為兼支出命令の決裁を経て、同年4月28日付けで、6年度に係る事業管理業務委託料1億3,157万6,174円を支出している。

なお、当該業務委託料の額は、契約書に定める算出方法に基づき、車券売上金額に0.4%を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税(10%)を加算して算出したものである。

(4) 事業統括管理業務における事業評価業務の履行状況

事業統括管理業務のうち事業評価業務については、要求水準書において、次のとおり実施すべき事項が定められている。

ア 本契約の締結後に、モニタリング実施計画書案を作成して本市と協議を行い、モニタリング実施計画書について本市の承諾を得ること。

イ 各業務が要求水準を充足していることを客観的に確認する仕組みを導入すること。

ウ アンケート等、利用者から直接意見を聴く機会を設け、提供するサービスに対する利用者の評価の収集・解析・自己評価を行うこと。

エ 年度管理計画書及び年度業務計画書と実際の実施状況や達成度、その成果等について検証し、自己評価を行うこと。

オ 経営状況について適切なモニタリングを行うこと。

カ 各業務のセルフモニタリングの結果について、年度管理報告書に取りまとめること。

キ セルフモニタリングの結果を各業務の個別業務の内容に反映するなど、利用者へのサービス向上につなげる仕組みを構築すること。また、セルフモニタリングの結果、要求水準未達のおそれがあると判断した場合、改善方策を検討して年度管理報告書に反映すること。

ク 事業年度ごとに、「自転車振興業務」、「都市型スポーツ振興業務」及び「自転車を中心とする賑わい創出業務」並びに付帯事業において実施する地域貢献に関する取組内容、効果、改善方策等についてとりまとめ、本市に報告すること。

これらの要求水準に対する履行状況について、チャリ・ロトは、令和6年3月1日付けで6年度における各業務に係る年度管理（業務）計画書を、同年4月1日付けでモニタリング実施計画書をそれぞれ市に提出し、市の承諾を得ているほか、各業務に係るセルフモニタリングの実施、アンケート等による利用者意見の収集及び分析、年度管理（業務）計画書と実施状況との比較検証並びに経営状況の把握等を行い、その結果を年度管理報告書として取りまとめ、7年3月31日付けで市に提出している。

当該年度管理報告書には、各業務の実施内容及び達成状況、地域貢献及び環境負荷低減への取組、セルフモニタリングの実施結果並びに結果を踏まえた改善方策等が記載されている。

また、必要書類の提出と併せて、月次報告会において定期的に進捗確認を行っているほか、必要に応じて随時、チャリ・ロトへの確認や協議を行っている。

なお、モニタリング実施計画書、6年度における各業務に係る年度管理（業務）計画書及び年度管理（業務）報告書については、7年度に、より有効なセルフモニタリング方法として、各業務の計画及び実施内容が要求水準を充足しているかを効率的に確認するための要求水準確認リストの導入を決定したことに伴い、6年度分についても当該確認リストにより再整理するため、市は、一時的に当該文書をチャリ・ロトへ返却した。

これを受けて、チャリ・ロトは、当該文書に、6年度分についても新たなモニタリング方法により整理する旨等を追記し、8年4月30日付けで市に再提出するとともに、6年度分に係る当該確認リストによる再整理を行っているところである。

ただし、この再提出は、当初提出された履行状況の内容を変更するものではなく、新たなモニタリング方法にて整理する旨を追記したものである。

（5） 受託者の創意工夫に係る取組等の確認状況

受託者の創意工夫に係る取組については、主に計画段階における事前確認並びに事業実施後の実施報告書又は口頭報告により、その内容の確認が行われ、市においてこれを承諾している。

また、当該取組の評価については、定量的に把握可能なものがある一方、事業期間が30年に及ぶことから、単年度での評価にとどまらず、中長期的な視点に基づく創意工夫への取組について確認が行われている。

令和6年度における確認状況の主な事例は、次のとおりである。

競輪場のイメージアップ及び地域の賑わい創出を目的としたイベントの実施については、イベント計画書に基づき事前に実施内容の確認を行

うとともに、当日の実施状況及び実施報告書により、履行状況が確認されているほか、競輪場のブランディングに係る再整備ロゴ及びビジョンブックの作成については、計画案等に関する協議やワークショップの実施を通じて内容を確認した上で、成果品により履行結果が確認されている。

3 維持管理運営委託契約について

(1) 維持管理運営業務の概要

維持管理運営業務は、新競輪場施設等用地及び新競輪場施設等の環境について、所期の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態を保ち、利用者の安全、安心かつ快適な施設利用に資するよう、維持管理を行うとともに、競輪事業の安定的な収益の確保に向けて、競輪競技の公正かつ安全な実施を妨げることなく、効率的かつ効果的に競輪場を運営するものである。

当該業務は、「維持管理業務」及び「競輪場運営業務」により構成されており、それぞれの業務区分は次のとおりである。

ア 維持管理業務

建築物保守管理業務、設備保守管理業務、什器備品保守管理業務、修繕等業務、衛生管理・清掃業務、警備業務、植栽維持管理業務、外構施設保守管理業務、駐車場管理業務及びその他上記業務を実施する上で必要な関連業務

イ 競輪場運営業務

競輪開催業務、事務所等の移転業務、仮設場外車券売場設置運営業務及びチータカ広場移転維持管理業務

(2) 維持管理運営委託契約の締結及びその内容

市とチャリ・ロトは、令和6年1月26日付け高松競輪場再整備事業基本契約書における競輪場維持管理運営業務に関して、同年3月29日付けで維持管理運営委託契約の基本契約を締結した。

また、維持管理運営委託契約（基本契約）に基づき、事業年度ごとに年次契約を締結することとされており、年次契約において、運営委託料の額及びその支払方法、場外発売業務委託料の算出方法、業務実施計画

書及び業務実施報告書の提出その他発注者及び受注者の協議により定める事項について規定している。

6年度の年次契約については、6年4月1日付けで締結されており、維持管理運営委託契約に係る基本契約及び6年度年次契約の主な契約内容は、次のとおりである。

ア 契約当事者

委託者 高松市

受託者 株式会社チャリ・ロト

イ 契約期間

(ア) 基本契約

令和6年3月29日から理由の如何を問わず本件基本契約が終了した日又は令和36年3月31日のいずれか早い方の日まで

(イ) 年次契約（6年度）

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ウ 収益保証及び報奨金（基本契約第8条）

毎事業年度保証する収益（以下「収益保証額」という。）については、1億円とし、各事業年度における高松市競輪事業特別会計の歳入決算額（前年度繰越金、一般会計繰入金、基金繰入金及び利子収入、市債、定期借地賃料等を除く。）から同特別会計の歳出決算額（施設整備費、基金積立金、繰出金、運営委託料の内その他委託料等を除く。）を差し引いた金額（以下「収益保証対象収支」という。）が収益保証額に満たない場合は、当該年度における3月31日時点での歳入・歳出決算見込額により算出した概算の補填額を発注者に支払うものとし、当該年度決算の確定後、過不足が生じた場合は、翌年度精算するものとする。

また、収益保証対象収支が収益保証額を超過し、その超過分を受注者と配分する必要がある場合は、発注者は当該年度における3月31日時点での概算の収益保証対象収支の金額から、収益保証額を除いた金額の60%に相当する金額を受注者に支払うものとし、当該年度決算の確定後、過不足が生じた場合は、翌年度精算するもの

とする。

発注者及び受注者への支払時期については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

なお、発注者と受注者は、合理的な理由により、収益保証対象収支に関する事項について、相互に協議を申し入れることができるものとし、発注者と受注者は当該協議に応じるものとする。

(3) 報奨金制度の導入経緯等

競輪事業は、競技法に基づき、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図ることを目的として実施されるものであり、本市においても、競輪事業は一般会計への繰り出しを通じて財政に大きく寄与してきた。

しかしながら、平成22年度及び23年度においては、車券売上の減少により収益が低下し、一般会計への繰り出しが行えない状況となったほか、施設の老朽化及び耐震性の課題が顕在化したことから、高松競輪場の存廃について検討が行われた。

その後、高松市競輪事業検討委員会における議論を経て、収益の確保及び施設の安全対策を前提として競輪事業を当面の間存続することが決定された。

収益確保の取組としては、ナイター照明設備等の設置により収益率の高いミッドナイト競輪を開催するとともに、競輪開催経費の抑制を図るため、令和3年度から競輪開催業務について包括業務委託が導入された。

当該包括業務委託においては、経費の抑制と収益の確保を図る一方で、観戦環境やサービス水準の維持が求められていたことから、売上が減少した場合においても一定の収益を確保する定額方式（収益保証）と、収益が一定水準を上回った場合にその超過分の一部を受託者と配分する売上連動方式（報奨金）を組み合わせた制度が導入された。

その後、6年度からは、5年度までの競輪開催業務のみを対象とした包括業務委託契約とは異なり、新たに、事業期間を30年とする高松競輪場再整備事業基本契約を締結した。

当該契約は、競輪場の整備を始め、開催業務を含む競輪場の維持管理運営、自転車振興、賑わい創出等、業務が多岐にわたることに加え、再整備により生じる余剰地を定期借地とし、受託者の資金により、サイクルツーリズムの拠点となるホテルや、地域の子どもたちが安心して遊べる広場、市民の憩いの場を整備するなど、D B O方式及び定期借地を組み合わせた一体事業として締結したものである。

当該契約においても、引き続き、市の収益確保を図る一方、受託者においては、売上変動リスクを負担する中、市に対する収益保証を行うことに加え、定期借地料の負担や余剰地活用に係る投資を行うとともに、30年に及ぶ事業期間を通じて、質の高いサービスの維持・向上並びに創意工夫による安定的な運営を確保する必要があることから、定額方式（収益保証）及び売上連動方式（報奨金）を採用している。

報奨金の配分割合については、施設の維持管理など業務が多岐にわたることから、長期間に及ぶ事業全体の管理及び運営等を担う中で、受託者による継続的なノウハウの活用や創意工夫による中長期的な品質向上に向けた取組を促す観点から、受託者と協議の上、60%に設定したものである。

また、報奨金制度は、受託者にとって創意工夫を促す動機付けとなり、サービス水準の向上や、自主事業及び各種イベント実施等の取組を促進する仕組みとなっており、地域経済への貢献や賑わいの創出を通じた地域価値の向上など、市への公益的効果の還元に資することが企図されている。

なお、6年度においては、市内事業者の活用を始め、地元スポーツチーム、フラワーフェスティバル及びさぬき高松まつりへの協賛を行うとともに、地域のコミュニティセンターと連携し、子どもたちへクリスマスプレゼントを配布するなど、地域経済への貢献に取り組んでいる。

さらに、高松けいりん夏まつりやパラサイクルイベントなど、自転車を中心としたイベントを実施したほか、競輪記念開催の抽選応募プレゼントとして近隣店舗のランチお食事券を配布するなど、地域内の回遊性向上に取り組むとともに、やったらいかん祭りや泡フェスなどを通じて、

子どもの居場所づくりにも取り組むなど、地域の賑わい創出に寄与している。

(4) 令和6年度における報奨金の支出状況及びその手続

6年度において、市は、7年3月31日時点での概算の収益保証対象収支が収益保証額を超過したことから、維持管理運営委託契約書（基本契約）第8条に基づき、収益保証対象収支額10億3,371万727円から、収益保証額1億円を除いた9億3,371万727円の60%に相当する5億6,022万6,436円を報奨金として算定し、支出に必要な手続である執行伺及び支出負担行為兼支出命令の決裁を経て、7年5月16日付けで、チャリ・ロトに対し支出している。

また、収益保証対象収支額10億3,371万727円は、契約書に基づき、次のとおり算定されている。

収益保証額算定対象歳入302億379万1,475円【A】は、競輪事業特別会計における一次予算の収入合計額304億9,726万8,240円及び二次予算の収入合計額2億1,492万5,000円を合算した金額から、収益保証額算定対象外収入である前年度繰越金2億9,163万9,989円、基金繰入金2億1,492万5,000円及び基金運用収入183万6,776円を控除したものである。また、収益保証額算定対象歳出291億7,008万748円【B】は、一次予算の支出合計額295億3,330万366円及び二次予算の支出合計額2億1,492万5,000円を合算した金額から、収益保証額算定対象外経費である施設整備費2億1,492万5,000円、基金積立金1億5,105万6,000円、繰出金2億円及び過年度支出分の報奨金1,216万3,618円を控除したものであり、【A】から【B】を差し引いた額が、収益保証対象収支額10億3,371万727円となっている。

このことから、報奨金は、収益保証額算定対象歳入【A】及び収益保証額算定対象歳出【B】が確定した時点で、契約に基づき算定されるものであり、算定対象外経費である繰出金及び基金積立金は【B】に含まれていないことから、報奨金は、繰出金及び基金積立金の金額の多寡に

よって左右されるものではない。

なお、6年度決算の確定により、当初算定した前述の報奨金に不足が生じたため、市は、維持管理運営委託契約書（基本契約）第8条に基づき、不足額3,629万4,012円を、執行伺及び支出負担行為兼支出命令の決裁を経て、8年4月28日付けで、支出している。

(5) 繰出金、基金積立金及び次年度繰越金の算定経緯

繰出金は、競輪事業特別会計において生じた収益の一部を一般会計へ繰り出す資金であり、市競輪場の開設以来、令和6年度までに累計420億円余を一般会計へ繰り出しており、市の各種施策の財源として活用され、市財政の健全化に大きく寄与している。

また、平成29年度以降は、競輪事業に係る施設整備に必要な資金を確保するため、「高松市競輪事業施設整備基金」を設置し、毎年度積立てを行っており、令和6年度末の基金残高は19億円余となっている。

さらに、競輪開催が長期間中止となるなど、不測の事態に備えて、差引収支額を繰越金として次年度に繰り越している。

繰出金及び基金積立金は、当該繰越金の確保を前提としつつ、事業実施状況、基金積立残額、基金使用予定額等を総合的に勘案して算定されており、これらの額は、市の所定の意思決定手続を経て、予算案として計上され、議会の議決により決定されている。

6年度決算額においては、繰出金2億円、基金積立金1億5,105万6,000円及び繰越金1億7,259万1,469円を計上し、7年度決算見込額においては、繰出金1億円、基金積立金3億555万3,000円及び繰越金684万148円を計上している。

なお、繰出金については、3年度以降、毎年度2億円を一般会計へ繰り出していたが、7年度においては、再整備事業の工事に本格的に着手することに伴い、基金積立金との配分を見直し、繰出額を1億円としている。

第5 監査委員の判断

請求人は、本件請求において、①本事業に関し、令和6年度における事業管理業務委託契約に係る履行確認が完了していないことから、6年度事

業管理業務委託料を支出した行為が違法・不当であり、②また、維持管理運営委託契約書に係る報奨金については、繰出金及び基金積立金より多額の報奨金を支払う制度となっているほか、受託者の創意工夫の取組を確認・評価した上で、取組内容に応じた適切な金額の報奨金となるような制度となっていないことから、報奨金に係る制度設計及び6年度決算見込額に対する報奨金の支出に係る手続が競技法第1条に違反し、不当であると主張し、支出済公金の返還及び報奨金制度の見直し・改善を求めているので、その当否について検討する。

- 1 「事業管理業務委託契約に係る業務委託料の支出については、事業管理業務委託契約書第25条において、年度ごとの業務が完了したときは、委託者による確認を受けた後、業務委託料の支払を請求することができる」と規定されているにもかかわらず、令和8年2月27日時点においても、本事業の要求水準書に定められたモニタリング実施計画書が市の承諾を得ていないなど、業務の履行が未了であり、かつ、市の履行確認も完了していないまま、6年度の業務委託料1億3,162万3,103円を支出した行為は、当該契約の規定に反し、違法かつ不当である」とする請求人の主張について

[監査委員の判断]

事業管理業務委託契約に係る業務委託料の支出については、同契約書第25条において、受託者は各年度の業務完了後、同契約書第10条の規定に基づく履行報告を行い、委託者による履行状況の確認を受けた後に、業務委託料の支払を請求することができる旨が規定されている。

令和6年度における当該業務委託料の支出については、「監査により認められた事実」2(3)のとおり、受託者であるチャリ・ロトは、同契約書第10条の規定に基づく履行報告を行い、市は、提出された関係書類の内容確認や月次報告会等における報告及び協議の内容を踏まえ、業務の履行状況を確認した上で、検収調書を作成し、その後、チャリ・ロトからの請求に基づき、所定の手続を経て業務委託料を支出している事実が認められる。

よって、本件支出は、契約書に定める手続に従って行われたものであ

り、必要な手続を欠いているとは言えない、と判断する。

なお、本契約に基づき算定された支出額は、1億3,157万6,174円である。

次に、請求人は、8年2月27日時点において、モニタリング実施計画書等の原本が市に存在しないことをもって、市の承諾が得られていないとし、要求水準書に定められた事業評価業務の履行が未了であり、市の履行確認も完了していない旨を主張しているが、「監査により認められた事実」2(4)のとおり、当該モニタリング実施計画書については、6年度当初にチャリ・ロトから提出されており、市の承諾を得ていたことが認められるほか、同年度における事業評価業務についても、要求水準書に基づく各種取組が実施され、その結果が年度管理報告書として取りまとめられ、市に提出されている事実が認められる。

また、当該文書が8年2月27日時点において市に存在しなかったのは、7年度に新たに導入することとした、より有効なセルフモニタリング方法に基づいた再整理を行うため、一時的にチャリ・ロトへ返却されていたことによるものであり、当該再整理は履行状況の内容自体を変更するものではないことから、モニタリング実施計画書等の保管状況のみを理由として、6年度における事業評価業務の履行が未了である、又は履行確認が完了していないと判断することはできない。

よって、市が行った履行確認及びこれに基づく当該業務委託料の支出は、契約の規定に反するものではなく、違法又は不当であるとは言えない、と判断する。

- 2 「執行機関が市議会で説明してきた報奨金制度と実際の運用が乖離しており、繰出金より多額の報奨金を支出する制度設計となっていることは、競技法第1条の規定違反である」とする請求人の主張について

請求人は、以下の5点が違法・不当であると主張しているので、その点について検討する。

- (1) 「令和3年度の包括業務委託導入に際し、2年9月17日に開催された経済環境常任委員会において、繰出金について、3億円程

度の額を設定したいと説明していたものが、実態としては、収益が発生しているにもかかわらず、繰出金を3年度から6年度までは年額2億円、7年度から1億円で減額した運用は不当である」とする請求人の主張について

[監査委員の判断]

令和2年9月17日に開催された経済環境常任委員会における説明は、繰出金の考え方として、3年度から5年度までを対象とした競輪開催業務に係る包括業務委託の導入に伴い想定される目安を示したもので、財政当局との調整段階であることを明言しているところからも、特定の年度以降の繰出金額を確約する趣旨のものとは言いえない。

また、繰出金の額については、「監査により認められた事実」3(5)のとおり、不測の事態に備えるための繰越金の確保を前提としつつ、事業実施状況、基金積立残額、基金使用予定額等を総合的に勘案し、その時々々の財政状況及び将来的な見通しを踏まえて決定されるものである。

そして、具体的には3年度から6年度までの繰出金は、毎年度2億円とされ、7年度からは、再整備事業に本格的に着手することに伴い、基金積立金との配分を見直して、1億円としているが、これは、当時の収益状況や基金積立残額、将来の事業計画等を総合的に考慮した結果であり、単に収益の多寡や、発生の有無をもって判断したものではない。

よって、請求人の主張するように、経済環境常任委員会における説明内容や、収益が発生していることだけをもって、繰出金の額を減額したことが不当であるとは言えない、と判断する。

(2) 「報奨金制度は、受託事業者へのインセンティブとして設け、業務の実施方法における創意工夫等の取組により、車券発売収入の増加が期待できると説明していたが、受託事業者の創意工夫の取組について、市議会への説明もなく、セルフモニタリングにおける取組内容の実施報告書の承諾も怠ったまま、維持管理運営委託契約書

に基づいて、繰出金と基金積立金よりも多額の報奨金を支払う制度は、競技法第1条の「地方財政への健全化（一般会計への繰出し）」に反した制度であり不当である」とする請求人の主張について

[監査委員の判断]

競技法第1条第1項においては、地方財政の健全化など、競輪事業の目的が示されているが、報奨金制度は、「監査により認められた事実」3（3）のとおり、受託者の業務遂行における創意工夫を促し、サービス水準の向上や自主事業等の実施を通じて、競輪事業の安定的な収益確保を図るとともに、地域経済への貢献や賑わいの創出を通じた地域価値の向上など、市への公益的効果の還元に資することを企図して設けられた仕組みであり、収益保証と組み合わせることにより、市が一定の収益を確保しつつ、収益の増加に応じて受託者にインセンティブを付与するものであり、民間活力を活用した事業運営手法として他の競輪事業でも採用されているところから、一定の合理性を有するものと判断でき、報奨金制度自体が、競技法の趣旨に反すると解することはできない。

また、受託者の創意工夫に係る取組については、「監査により認められた事実」2（5）のとおり、計画段階及び実施後において、市による一定の確認が行われており、さらに、セルフモニタリングに係る報告書についても、「監査により認められた事実」2（4）のとおり、市において承諾及び履行状況の確認等が月次報告等も含めて行われていることから、必要な手続や履行確認が行われているものと認められる。

さらに、報奨金の支払額が繰出金及び基金積立金との比較において多額であるとの主張については、報奨金は、「監査により認められた事実」3（4）のとおり、維持管理運営委託契約においてあらかじめ定められた算定基準に基づき支払われるものであるのに対し、繰出金及び基金積立金は、「監査により認められた事実」3（5）のとおり、不測の事態に備えるための繰越金の確保を前提としつつ、事業実施状況、基金積立残額、基金使用予定額等を総合的に勘案し、

その時々々の財政状況及び将来的な見通しを踏まえて決定されるもので、報奨金とは性質及び算定根拠を異にしており、金額も流動的であることが想定されることから、単に報奨金の金額の多寡のみをもって報奨金制度が違法であり不当であると判断することは妥当ではない。

よって、報奨金制度の創設及び現実の運用が競技法の趣旨に反し、違法又は不当であるとは言えない、と判断する。

- (3) 「受託事業者へのインセンティブとして報奨金制度を設けることにより、車券発売収入の増加が期待できると説明していたが、コロナ禍以降、高松競輪における車券発売収入の増加は目覚ましいものの、その増加が受託事業者の創意工夫の取組の結果であると客観的に評価・認定されたものではなく、また、その取組について確認・評価した上で、取組内容に応じた適切な金額の報奨金を決定する仕組みが構築されていない報奨金制度及びその運用は不当である。」とする請求人の主張について

[監査委員の判断]

報奨金制度は、「監査委員の判断」2(2)で述べたとおり、民間活力を活用した事業運営手法として一定の合理性を有するものと認められる。

一方で、車券発売収入の増減は、車券発売方法や開催形態、社会情勢、地域性等の外的要因を含む複数の要因に影響を受けるものであり、特定の要因のみをもってその増加との因果関係を一義的に評価することは必ずしも適切ではない。

また、報奨金の算定は、「監査により認められた事実」3(4)のとおり、維持管理運営委託契約においてあらかじめ定められた算定基準に基づき行われるものであり、個別の取組内容を逐一評価し、その結果に応じて報奨金額を決定する方式は採用されていない。

そして、報奨金制度は、一定の収益水準を超えた場合にその超過分の一部を受託者に配分することにより、受託者の創意工夫や収益向上に向けた取組を促す仕組みとして設計されたものであり、必ずし

も個別の取組ごとに定量的評価を行うことが制度の合理性を担保するものではない。

さらに、受託者の創意工夫に係る取組については、「監査により認められた事実」2（5）のとおり、計画段階及び実施後において、市により一定の確認・評価が行われていることが認められる。

よって、報奨金制度において収益増加との因果関係が客観的に個別評価されていないことや、各取組の内容及び成果を個別に評価し、その評価に応じて報奨金額を決定する方式が採用されていないことをもって、報奨金制度及びその運用が不当であるとは言えない、と判断する。

- （4） 「現行の報奨金制度は、多額の報奨金の支出を優先した結果、基金積立金を確保するために繰出金を減額せざるを得ない実態となっており、競技法第1条の規定に違反している。」とする請求人の主張について

[監査委員の判断]

報奨金制度は、「監査委員の判断」2（2）で述べたとおり、民間活力を活用した事業運営手法として一定の合理性を有するものと認められる。

また、「監査により認められた事実」3（3）のとおり、令和6年度から事業期間30年として契約した本事業は、3年度から5年度までの競輪開催業務のみを対象とした包括業務委託契約とは業務内容が大きく異なり、競輪開催業務に加え、競輪場の整備、維持管理、自転車振興、賑わい創出のみならず、再整備により生じる余剰地を定期借地とし、受託者の資金により、サイクルツーリズムの拠点となるホテルや、地域の子どもたちが安心して遊べる広場、市民の憩いの場を整備するなど、その業務範囲は大幅に拡大している。

これにより、受託者による自主事業や各種イベントの開催、余剰地の開発等、受託者のノウハウを活用した創意工夫による取組が行われることで、地域経済への貢献や賑わいの創出を通じた地域価値の向上など、市への公益的効果の還元が期待されるものである。

そして、6年度からの本事業については、30年という長期にわたる事業期間を前提として契約されたものであることから、前述の公益的効果を見定めながら、中長期的な視点に立って評価されるべき性質の事業であり、事業展開が本格化していく現時点での単年度の結果のみを捉えて評価すべきものではない。

以上のとおり、本事業における報奨金制度は、収益として数値化される利益のみならず、中長期的な公益的効果の還元等も含めた市への総合的な還元を考慮し、配分割合を含め制度設計されたものと認められる。

また、報奨金は、「監査により認められた事実」3（4）のとおり、維持管理運営委託契約においてあらかじめ定められた算定基準に基づき支払われるものであることから、その支出自体が違法とは言えない。

さらに、繰出金及び基金積立金については、「監査により認められた事実」3（5）のとおり、不測の事態に備えるための繰越金の確保を前提としつつ、事業実施状況、基金積立残額、基金使用予定額等を総合的に勘案し、その時々々の財政状況及び将来的な見通しを踏まえて決定されるものであり、報奨金とはその性質及び算定根拠を異にするものである。

加えて、繰出金の減額についても、本事業の進捗状況や将来の財政需要等を踏まえた財政運営上の総合的判断により行われたものであり、報奨金制度の運用との間に直接的な因果関係があるものではない。

よって、報奨金と繰出金及び基金積立金との単純な金額比較や繰出金の減額のみをもって、報奨金の支出が繰出金及び基金積立金に優先して行われたものであると判断することはできず、報奨金制度の運用が競技法第1条の趣旨に反し、違法であるとは言えない、と判断する。

(5) 「令和6年度決算見込額を基に試算した結果、基金積立金に4億円を積み増すことが可能であるとの試算結果が得られたが、その積み増しを怠った行為は不当であり、また、この試算結果からも、

この報奨金の仕組みは、より多額の報奨金となるような制度設計と
なっていることから、競技法第1条の規定に違反するものである。」
とする請求人の主張について

[監査委員の判断]

請求人の試算2は、令和6年度決算見込額に基づき、繰出金を2億
円、基金積立金を1億5,105万6,000円とした上で、実質
収支9億6,396万7,874円から、報奨金5億6,022万
6,436円を除き、4億円を基金積立金に積み立てることが可能
であるとするものである。

しかしながら、当該試算は、繰越金を一切確保しないことを前提と
するものである。

本事業においては、「監査により認められた事実」3(5)のとおり、
競輪開催が長期間中止となるなどの不測の事態に備えた資金確
保が必要とされることから、差引収支額を次年度繰越金として一定
程度確保することには合理性が認められる。

したがって、当該試算のとおり、繰越金を確保せずに基金積立金に
充当することは、不測の事態に備えた資金確保の考え方と整合しな
いものであり、健全かつ現実的な事業運営を目途として本事業が行
われるところから、到底採用することはできない。

また、報奨金制度は、「監査委員の判断」2(2)で述べたとおり、
民間活力を活用した事業運営手法として一定の合理性を有するものと
認められる。

さらに、報奨金の算定は、「監査により認められた事実」3(4)
のとおり、維持管理運営委託契約においてあらかじめ定められた算
定基準に基づき行われることから、その結果として報奨金が繰出金
及び基金積立金と比較して多額となるとの一事のみをもって、報奨
金制度が特定の支出増加を目的として設計されたものと判断するこ
とはできない。

よって、請求人が主張する、基金に4億円の積立が可能であったと
する試算結果や、報奨金が繰出金及び基金積立金と比較して多額と

なっていることのみをもって、基金積立金の増額を行わなかったことが不当であるとは認められず、また、報奨金制度が、競技法第1条の趣旨に反し、違法又は不当であるとは言えない、と判断する。

なお、以下の点について、付言する。

1 個別外部監査契約に基づく監査請求とこれに対する措置

(1) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

議員選出監査委員2名（香川洋二氏、造田正彦氏）は、令和7年12月定例市議会において、違法かつ不当に公金支出を行った令和6年度競輪事業特別会計決算認定に賛成し、監査委員4人（木田一彦氏、大西均氏、香川洋二氏、造田正彦氏）は、違法かつ不当な競輪事業特別会計における公金支出にもかかわらず、令和6年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見として、「関係書類と符合している」ことを不当に認めた行為に対して、本監査請求を行っており、監査委員4人は、監査対象当事者であり、監査委員として不適格である為、個別外部監査を求める。

(2) 市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

議会の同意を得て議員のうちから選任される監査委員が議員として議決に加わることは当然であり、議員としての議決行為と監査委員としての監査職務は立場を異にする権限行使であるため、議決の賛否表示をもって監査委員の適格性を全面的に否定することは不適切であり、また、本件請求の対象である公金支出については、議員のうちから選任される監査委員に直接の利害関係は認められず、監査の公正性・客観性が損なわれる特段の事情も存在しない。

また、監査委員が令和6年度高松市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見を付した行為については、地方自治法等に基づき行う審査の見解であり、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等に該当しないことから、当該行為をもって監査対象当事者に該当するものではなく、

監査委員の適格性を全面的に否定することは不適切である。

さらに、特定の専門的知見を有する者でなければ監査できない場合、又は外部の専門的知見を活用することが相当と認められる場合には、個別外部監査契約に基づく監査によるものと判断するのが相当であるところ、本件請求については、監査委員による通常の監査手続により、その適法性及び妥当性を十分に判断することができる性質のものであって、外部の専門的知見を活用すべき特段の事情も認められない。

よって、本件請求に対しては個別外部監査契約に基づく監査によらないことと判断したものである。

以上検討の結果、本件措置請求を棄却する。